

「地方版規制改革会議」の設置に向けた取組について

1. 「規制改革実施計画」の内容

規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）＜抜粋＞

分野別措置事項

5 地域活性化分野

（1）規制改革の観点と重点事項

・・・規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

（参考）まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）＜抜粋＞

・ 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

（キ）規制改革

地域経済の活性化を推進し、地方創生を図っていくためには、地域・民間の創意工夫や実情に応じた取組の障害となる規制を改革していく必要がある。特に、人口減少が進む地域にあっては、地域資源を効率的・効果的に利活用していく取組が極めて重要であり、そのために検討すべき課題は多い。規制改革会議と連携し、これらの規制改革に精力的に取り組む。

地方版規制改革会議の設置

地域の実情を最も知っているのは当該地域である。地域に即した課題を発掘し継続して取り組むため、地方公共団体に地方版規制改革会議を設置することを推奨し、必要な支援を行っていくことを検討し、成案を得る。

2. 地方自治体におけるこれまでの取組

地方自治体においては、これまでも、条例・規則等に基づく規制の改革について、有識者や庁内幹部職員からなる会議体を設置して審議を行った例がある。このほか、企業等からの提案・相談窓口の設置、企業等に対するアンケート等の取組を実施している例もある。（参考 1）

3 . 今後の取組（案）

「規制改革実施計画」に基づく「地方版規制改革会議」の設置の実現を図るため、以下のとおり取り組むこととしてはどうか。

地方自治体への働きかけ

「まち・ひと・しごと創生本部」と連携し、同本部が主催する地方自治体が参集する会議の場を活用するほか、地方自治体に個別に働きかけを行う。

（地方自治体への説明用資料（案）：参考2）。

会議が設置される場合の支援

会議の設置・運営に必要なノウハウ（審議の取り進め方、審議に当たって参考となる視点・事例、規制改革提案への対応方法、フォローアップの方法など）を提供する。